

# 島根県報

号外第八五号  
平成十四年八月六日  
(火曜日)

## 公安告示

類路の交通に関する規程の一部改正

### 目 次

## 公安委員会告示

### 島根県公安委員会告示第67号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成14年 8 月 6 日

島根県公安委員長 古 瀬 章

別表第 1（法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
	簸川郡斐川町大字莊原町3060番地先 東本町交差点	一灯点滅式	

別表第 2（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の通行を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
	末次町86番地先建設省松江堀川浄化ポンプ場南側三差路北詰		車 （軽車両を） （除く。）	午前 7 時から 午前 9 時まで	南進 禁止

を削る。

別表第 2（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の通行を禁止する場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
	所原町36番地 1 先 三差路の北北東詰		車 （2 輪・軽 車両を） （除く。）	午前 7 時 30分から 午前 8 時 30分まで	北進 禁止
	東林木町338番地先 前三差路の南詰		車 （2 輪及び 軽車両を） （除く。）	午前 7 時 から午前 8 時まで	南進 禁止
	朝山町地内 新朝山橋西詰交差点北詰		車 （軽車両・ 小車を除 く。）	午前 7 時 から午前 9 時まで	北進 禁止

を削る。

別表第 2（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の通行を禁止する場所）の出雲警察署の部簸川郡の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
斐川町大字併川 279 番地先 東側三差路の西詰		車 2 輪・軽 (2 車両を除く) 両	午前 7 時から午前 9 時まで	西進 禁止
斐川町大字併川 538 番地前		車 2 輪・軽 (2 車両を除く) 両	午前 7 時から午前 9 時まで	西進 禁止

を削る。

別表第 3 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による一方通行場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
東林木町 338 番地先 三差路から同町 422 番地 1 先 北側三差路までの間の市道	南行	30メートル	車 2 輪・軽 (2 車両を除く) 両	午前 7 時から午前 8 時まで	

別表第 4 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	通行を禁止する方向	対 象 車 両	禁止日時	摘 要
末次町 86 番地先建設省松江堀川浄化ボンプ場南側三差路の東詰	西進車両の右折北行	車 両	午前 7 時から午前 9 時まで	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対 象 車 両	禁止日時	摘 要
津田町 313 番地先 北東交差点	東進車両の右折南行	車 両	終 日	
津田町 309 番地 3 先 南方交差点	西進車両の右折北行	車 両	終 日	
南田町 223 番地先 南方交差点	東進車両の右折南行	車 両	終 日	
末次町 86 番地先国土交通省松江堀川浄化ボンプ場南東側三差路	南進車両の右折西行	車 両	終 日	

別表第 4 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対 象 車 両	禁止日時	摘 要
所原町 36 番地 1 先 三差路	南進車両の左折北東行	車 2 輪・軽 (2 車両を除く) 両	午前 7 時から午前 8 時 30 分まで	
所原町 36 番地 1 先 三差路	北進車両の右折北東行	車 2 輪・軽 (2 車両を除く) 両	午前 7 時から午前 8 時 30 分まで	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の松江警察署の部松江市の項中

報 根 島

場 所	横断歩道設置数	摘要
津田町313番地先交差点	3	
南田町166の2番地 城見橋北詰交差点	1	

を

場 所	横断歩道設置数	摘要
津田町313番地先 北東交差点	2	
津田町309番地3先 南方交差点	1	
南田町223番地先 南方交差点	1	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
浜乃木六丁目10番14号先 交差点	3	
法吉町716番地先 知者ヶ池南東側交差点	4	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の安来警察署の部安来市の項中

場 所	横断歩道設置数	摘要
安来町741番地1先 城谷橋東詰交差点南方約450メートル先交差点 (伯太川南側道橋下の安来道路南側道流出路と県道安来伯太日南線との交差点)	1	

を

場 所	横断歩道設置数	摘要
安来町741番地先 城谷橋東詰交差点南方約450メートル先交差点 (伯太川南側道橋下の県道安来インター線流出路と主要地方道安来伯太日南線との三差路)	1	

に改める。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
伯太町大字安田1700番地先 安来能義医師会病院東方約400メートル先交差点 (町道中村横山線と町道母里安田線との交差点)	2	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	横断歩道設置数	摘要
今市町795番地先 交差点	3	

報 根 拠

を

今市町1190番地38先 山王交差点	3	
場 所	横断歩道設置数	摘要
今市町795番地先 相生町交差点	4	
今市町1696番地先 山王交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
今市町1968番地 4 先 一中踏切北側三差路	1	
今市町1705番地17先 出雲科学館北西高架下北側三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の出雲警察署の部簸川郡の項中

場 所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字莊原町3063番地先 交差点	3	

を

場 所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字莊原町3063番地先 東本町交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
多伎町大字久村768番地 1 先 上ヶ浄化槽センター前交差点	1	
多伎町大字久村654番地先 多伎いちじく温泉前交差点	2	
多伎町大字久村654番地先 多伎いちじく温泉北方約150メートル地点の交差点	1	
多伎町大字久村763番地先 交差点	1	
斐川町大字沖州1830番地先 交差点	1	
斐川町大字莊原町2383番地 2 先 交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の益田警察署の部益田市の項中

場 所	横断歩道設置数	摘要
七尾町10番 2 号先 七尾上市交差点	3	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
		4	

に改め、

場	所	横断歩道設置数	摘要
有明町 5 番 10 号前		1	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
高津町口 457 番地 1 先	北方 50 マートル 地点の交差点	2	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の益田警察署の部美濃郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
美都町 大字 宇津川 口 346 番地 先	三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の津和野警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
		1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
日原町 大字 池村 2127 番地 先	曾庭橋北詰 三差路	2	

に改める。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の浦郷警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
海士町 大字 海士 4976 番地 先	海士 東郵便局前 三差路	3	
西ノ島町 大字 浦郷 1025 番地 先	浦郷 小学校前 交差点	4	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
海士町 大字 海士 4977 番地 2 先	海士 郵便局前 三差路	3	
西ノ島町 大字 浦郷 1379 番地 先	浦郷 小学校前 交差点	4	

に改め、

場 所	横断歩道設置数	摘要
海士町大字御波167番地先 三差路	1	

を削る。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第22条第 1 項の規定による最高速度制限場所)の松江警察署の部松江市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 時 日	区間距離	摘要
袖師町 1 番 7 号先袖師交差点の南詰から灘町 1 番42号先穴道湖大橋南詰交差点までの間の主要地方道 松江鹿島美保関線	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除く。	終 日	470 メートル	
千鳥町20番地南交差点から西浜佐陀町地内長江干拓排水機場西方250メートル地点までの間の国道431号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除く。	終 日	5700 メートル	
千鳥町20番地南交差点から本庄町449番地 3 前までの間の国道431号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除く。	終 日	11410 メートル	

を削り、同項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 時 日	区間距離	摘要
東茶町 6 番地 2 先穴道湖大橋北詰交差点から上本庄町449番地 3 先までの間の国道431号 (5800メートル) ・ 主要地方道松江島根線 (1600メートル) 及び市道坂本西持田線 (1970メートル)	40キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。	終 日	9370 メートル	
袖師町 1 番 7 号先袖師交差点から西浜佐陀町地内長江干拓排水機場西方250メートル地点までの間の国道431号 (6060メートル) 及び主要地方道松江鹿島美保関線 (1020メートル)	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除く。	終 日	7080 メートル	

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第22条第 1 項の規定による最高速度制限場所)の平田警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 時 日	区間距離	摘要
国富町505番地 1 先 交差点から同町1493番地先三差路までの間の市道口宇賀西代本線	40キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。	終 日	1400 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 時 日	区間距離	摘要
国富町505番地 1 先交差点から口宇賀町65番地先北方交差点までの間の市道口宇賀西代本線	40キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。	終 日	2400 メートル	

に改め、同項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 時 限	区間距離	摘要
国富町86番地先交差点から同町54番地交差点までの間の市道国富46号線	40キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(②) ③を除く。	終 日	200 メートル	

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の大社警察署の項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 時 限	区間距離	摘要
大社町大字北荒木10番地28先交差点から同町大字杵築北2884番地先稲佐交差点までの間の主要地方道大社日御碕線	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(①) ②③を除く。	終 日	2200 メートル	

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の浦郷警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 時 限	区間距離	摘要
海士町大字福井450番地 1 先から同町大字福井394番地 2 先福井小学校南方三差路までの間の県道海士島線	30キロメートル	車 緊急自動 車、けん 引(③を除く。	終 日	690 メートル	
西ノ島町大字美田2151番地先三差路から同2151の 2 番地先三差路までの間の農道大山線	30キロメートル	自 動 車	終 日	350 メートル	

西ノ島町大字別府165の 3 番地先交差点から同135番地先までの間の町道耳々浦線	30キロメートル	自 動 車	終 日	350 メートル	
---	----------	-------	-----	-------------	--

を削る。

別表第 11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 43 条の規定による一時停止場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
津田町313番地先交差点	東詰・西詰	
南田町166の 2 番地 城見橋北詰交差点	東詰・西詰	
法吉町716番地先 北方交差点	北 詰	

を

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
津田町313番地先 北東交差点	西 詰	
津田町309番地 3 先 南方交差点	東 詰	
南田町223番地先 南方交差点	西 詰	
法吉町716番地先 知者ヶ池南東側交差点	北詰・南詰	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
学園一丁目19番43号	南東三差路	西 詰	
末次町86番地先	国土交通省松江堀川浄化ボンプ場南東側 三差路	北 詰	

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の安来警察署の部安来市の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
安来町741番地1先	城谷橋東詰交差点南方約450メートル地点	東 詰	
中津町317番地前	交差点	南東詰・北西詰	

を

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
安来町741番地先	城谷橋東詰交差点南方約450メートル先交差点 (伯太川南側道橋下の県道安来インター線流出路と主要地方道安来伯太日南線との三差路)	東 詰	
中津町317番地先	西中津公会堂前交差点	南東詰・北西詰	

に改める。

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
伯太町大字安田1700番地先	安来能義医師会病院東方約400メートル先交差点 (町道中村横山線と町道母里安田線との交差点)	東詰・西詰	

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
所原町2740番地先	三差路	西 詰	

を

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
所原町2715番地1先	出雲市南部福祉センター南側交差点	東詰・西詰	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
今市町1968番地4先	一中踏切北側三差路	東 詰	
浜町290番地2先	交差点	北 詰	
大津町885番地1先	交差点	北 詰	



今市町2041番地先 南東交差点		北 詰	
常松町393番地 1 先 北東交差点		東詰・西詰	
常松町402番地先 北方交差点		東詰・西詰	
姫原四丁目 5 番地 6 号先 北西交差点		東詰・西詰	
所原町3550番地 2 先 西方100メートル地点の小川橋東側交差点		東 詰	
渡橋町327番地 1 先 交差点		東 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

多伎町大字久村768番地 1 先 上ゲ浄化槽センター前交差点		北西詰・南東詰	
多伎町大字久村654番地先 多伎いちじく温泉前交差点		北詰・南詰	
多伎町大字久村654番地先 多伎いちじく温泉北方約150メートル地点の交差点		北詰・南詰	
多伎町大字久村763番地先 交差点		南 詰	
多伎町大字久村1260番地先 西方約200メートル地点の交差点		西 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の津和野警

察署の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
	日原町大字富田680番地先 青原橋西詰三差路	東 詰	

を削る。

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の浦郷警察署の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
	西ノ島町大字浦郷1017番地先 浦郷小学校前交差点	西 詰	
	西ノ島町大字浦郷539番地先 三差路	南 詰	
	海士町大字海士4976番地先 海士東郵便局前三差路	北 詰	

を

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
	西ノ島町大字浦郷1379番地先 浦郷小学校前交差点	西 詰	
	西ノ島町大字浦郷4019番地 1 先 三差路	南 詰	
	海士町大字海士4977番地 2 先 海士郵便局前三差路	北 詰	

に改め、

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	概要
海士町大字知々井1624の1番地先	知々井駐在所前三差路	北	詰	
海士町大字福井1367の1番地先	交差点	東	詰	

を削る。

別表第12（法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の大麻警察署の項に次のように加える。

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	概要
大社町大字北荒木10番地28先交差点から同町大字杵築北2884番地先稲佐交差点までの間の主要地方道大社日御崎線		車両 (二輪のもの のを除く。)	終日	2200メートル	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	自転車横断帯設置数	概要
津田町313番地先交差点		2	
南田町166の2番地	城見橋北詰交差点	1	

を

場	所	自転車横断帯設置数	概要
津田町313番地先	北東交差点	1	
津田町309番地3先	南方交差点	1	
南田町223番地先	南方交差点	1	

に改める。

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	概要
今市町795番地先	相生町交差点	4	
今市町1696番地先	山王交差点	4	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	概要
多伎町大字久村654番地先	多伎いちじく温泉前交差点	2	
多伎町大字久村654番地先	多伎いちじく温泉北方約150メートル地点の交差点	1	

多伎町大字久村763番地先 交差点

1

毎週火・金曜日発行

平成十四年八月六日印刷  
平成十四年八月六日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)